

2情法第77号  
令和2年(2020年)9月2日

一般社団・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

諏訪圏域に「新型コロナウイルス警報」を発出したことに伴うメッセージの周知について(依頼)

日ごろより公益活動の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

9月1日に新型コロナウイルス感染症長野県対策本部で、諏訪圏域の感染警戒レベルをレベル3に引き上げることを決定し、当該圏域に「新型コロナウイルス警報」を発出しました。

また、感染警戒レベルの引上げに伴う県民及び事業者に対するメッセージを別添のとおり決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて、貴法人の社員、役員、評議員等に対し、周知していただくようお願いします。

情報公開・法務課 法務係 (課長) 神事 正實 (担当) 矢野 萌子 電 話 026-235-7057 (直通) ファクシミリ 026-235-7370 電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp
--

## 諏訪圏域に「新型コロナウイルス警報」を発出します

令和2年9月1日  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

### 1 趣旨

長野県の直近1週間（8月25日～31日）の新規感染者は76人となり、人口10万人あたりでは3.73人となっています。

現在、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な上田圏域をレベル4とし「新型コロナウイルス特別警報」を、感染の拡大に警戒が必要な佐久圏域及び長野圏域をレベル3とし「新型コロナウイルス警報」を発出しているところです。

諏訪圏域については、直近1週間（8月25日～31日）の新規感染者が7人、人口10万人あたりでは3.64人と増加しています。また、現時点で感染経路が不明な事例も発生しており、感染の拡大に警戒が必要であることから、感染警戒レベルをレベル3に引き上げ「新型コロナウイルス警報」を発出します。

なお、レベル3は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。そのため、過度に活動自粛を求めるのではなく、県としての感染症対策を強化することにより対応してまいります。

### 2 諏訪圏域における県の対策の強化

諏訪圏域における感染の拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。住民、事業者の皆様は、対策の実施にご協力いただくようお願いいたします。

- ① 積極的な検査を実施します
- ② 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力に働きかけます
- ③ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

#### ① 積極的な検査を実施します

疫学調査に基づき、有症状者に加え、相対的にリスクが高いと考えられる医療従事者、介護従事者等に対して幅広く検査を実施します。

#### ② 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力に働きかけます

新型コロナウイルス感染症対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行います。

#### ③ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動について、住民の皆様は情報がいきわたるように、市町村と連携して発信を強化します。

### 3 感染拡大防止のお願い

長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様等は、全県に発出されている「新型コロナウイルス注意報」に加えて、次の点について、ご協力をお願いします。（詳細は別紙）

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
  - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
  - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします
  - ・「新型コロナ対策推進宣言」を行うよう努めてください
  - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

なお、現在、上田圏域には「新型コロナウイルス特別警報」が発出されています。当該圏域において、接待を伴う飲食店等を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策がとられているか、「新型コロナ対策推進宣言」を行っているかなどを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるようお願いいたします。

### 4 社会経済活動との両立についてのお願い

感染警戒レベル3は、感染の拡大に警戒が必要な状況ですが、**外出自粛や休業要請などを行うものではありません**。通勤・通学や通院、買い物等の日常生活については、感染防止のための取組を行いながら、通常どおり行っていただくことを想定しているものです。

特に、県民の皆様には次のような点についてお願いいたします。

- ① 新型コロナウイルスの感染を心配して医療機関の受診を控えることは、必要な診療・治療やワクチン接種等を受けないことにつながり、健康に支障が生ずることが懸念されます。各医療機関では適切な感染防止対策を講じていますので、**過度な受診控え等を行うことがないように**お願いします。
- ② 「信州地域支え合いキャンペーン」は継続中です。新型コロナウイルスの影響を大きく受けている宿泊施設をはじめとする**観光事業者や身近な飲食店等を積極的に**利用し、又は**クラウドファンディングに協力**いただくなど、様々な形で応援をお願いします。
  - ・地域支えあいプラスワン消費促進事業による取組をはじめ、各市町村でプレミアム付き商品券の販売等による振興策を講じていますので、こうした取組を積極的にご活用いただき、地域経済を支えることにご協力ください。
  - ・旅行代金の割引等が受けられるGo To トラベル事業については、県民の皆様の県内旅行にもご利用いただけますので、この機会に身近な観光をお楽しみいただくことをご検討ください。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、**人権侵害が起きないように配慮**いただくとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、**不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう**お願いします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

## 感染拡大防止のお願い

### ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外と往来するに当たっては、基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。

また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、往来自体の必要性を改めて検討するとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、県内においても感染者が増加している地域がありますので、県内の移動に当たっても、慎重な行動を心掛けてください。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

### ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

### ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

### ④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いいたします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いいたします。

また、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）を講じてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

(参考)

**感染警戒レベル4の圏域** 1圏域


上田圏域


**感染警戒レベル3の圏域** 3圏域


佐久圏域、諏訪圏域、長野圏域

**感染警戒レベル2の圏域** 6圏域

上伊那圏域、南信州圏域、木曾圏域、松本圏域、北アルプス圏域、北信圏域

 . . . 感染警戒レベル4の圏域

 . . . 感染警戒レベル3の圏域

 . . . 感染警戒レベル2の圏域

